

厚生労働大臣が、告示した化学物質の名称（ばく露作業報告対象物）と安衛法施行令別表第9の番号（P2～4の【コード番号】参照）を右詰めで記入すること。（備考5）

2枚以上の場合は全部の枚数を書くこと。

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の製造及び取り扱いに係る報告の場合、「718」と記入すること。

複数の保護具を使用している場合、該当コードが小さい順に4種類まで記入すること。（備考17）

1年間の月平均従事時間を記載すること。複数の作業者の労働時間が異なる場合は、これを平均した値に対応するコード番号を記載すること。（備考16）

ペースト状の接着剤も液体に該当すること。（備考14）

複数の設備が設置されている場合、該当コードが小さい順に2種類まで記入すること。（備考13）

当該作業従事者及び発生源近傍のばく露の可能性のある作業者も加えた人数を記入すること。（備考12）

1 / 1

本社工場
0000 00県00市00町0-0
電話000 (000) 000

コード 000 対象年度 (7:平成 → 元号 年度)

換気設備の設置状況 (右に詰めて記入する)	ばく露作業報告対象物の性状	ばく露作業報告対象物の温度	ばく露作業への従事時間/月	保護具の使用状況 (右に詰めて記入する)
1 2	3	1	3	2 3
1 2	3	1	3	2 3
1	3	1	4	5
2 3	3	1	4	2 4 5

安衛印

受付印

別表1：

コード	用途
01	ばく露作業報告対象物の製造
02	他の製剤等の製造を目的とした原料としての使用
03	製剤等の性状等を安定させ、又は変化させることを目的とした、触媒として、又は安定剤、可塑剤、硬化剤、難燃剤、乳化剤、可溶化剤、分散剤、加硫剤等の添加剤としての使用
04	製剤等の溶剤、希釈又は溶媒としての使用
05	洗浄を目的とした使用
06	表面処理又は防錆(せい)を目的とした使用
07	顔料、染料、塗料又は印刷インキとしての使用
08	除草、殺菌、殺虫、防腐、漂白、脱臭、剥(はく)離等を目的とした使用
09	試験分析用の試薬としての使用
10	接着を目的とした使用
11	建材の原料としての使用
12	その他

別表2：

コード	ばく露作業の種類
30	印刷の作業
31	掻き落とし、剥(はく)離又は回収の作業
32	乾燥の作業
33	計量、配合、注入、投入又は小分けの作業
34	サンプリング、分析、試験又は研究の作業
35	充填又は袋詰め等の作業
36	消毒、滅菌又は燻(くん)蒸の作業
37	成型、加工又は発泡の作業
38	清掃又は廃棄物処理の作業
39	接着の作業
40	染色の作業
41	洗浄、払しよく、浸漬又は脱脂の作業
42	吹き付け塗装以外の塗装又は塗布の作業
43	鑄造、溶融又は湯だしの作業
44	破碎、粉碎又はふるいわけの作業
45	はんだ付け等の作業
46	吹き付けの作業
47	保守、点検、分解、組立又は修理の作業
48	めつき等の表面処理の作業
49	ろ過、混合、攪拌(かくはん)、混練又は加熱の作業
50	その他

行われている場合には、当該表記された値の中間値を用いること。

ける区分に応じて該当コードを記入すること。

1. 全体換気装置の設置 4. その他
 2. ばく露した顆粒状の固体 2. 粉末 3. 液体(練粉又は液状混合物を含む。) 4. 気体
 (100度以上)
 月 2. 21~50時間/月 3. 51~100時間/月 4. 101時間以上/月
 6. 使用していない 7. その他